**働き方改革推進支援助成金**

 **（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）**

# 支給申請書送付チェックリスト

**ご郵送前に、下記の□の項目についてチェックの上、申請書類と一緒に下記へご送付ください。**

**令和2年９月３０日（水）（※）必着**

※　事業実施期間が延長される場合（次ページ参照）において、交付決定の日又は事業実施計画変更承認の決定の日が７月20日以降であるときは、延長後の事業実施期間の終了の日の翌日から起算して10日を経過した日まで

（例えば、交付決定の日が８月３日であれば、延長後の事業実施期間の終了の日（10月４日）の翌日から起算して10日を経過した日である10月15日が提出期限となります。）

（送付先）

名 称 テレワーク相談センター

所在地 〒101‐0062 東京都千代田区神田駿河台１‐８‐11

電 話 ０５７０－５５０３４８

（令和２年８月11日（火）から電話番号が変わりました。）

**★下記の□の項目についてチェックの上、申請書類に同封ください。**

様式第10号

□　申請事業主の名称を記入・押印しているか。

□　支給要領に定める不支給等要件に該当していないか。

□　１③の「助成金申請額」が、交付決定通知書（計画を変更した場合は事業実施計画変更承認通知書）で決定（承認）された「助成金の額」を上回っていないか。

□　国や地方公共団体からの他の補助金の申請、受給が「有」の場合、当該補助金は同一の措置内容に関するものではないか。

□　記入漏れの項目はないか。

様式第11号

□　申請事業主の名称を記入・押印しているか。

□　「１　実施体制の整備のための措置」を全て実施しているか。

□　議事録には労使双方の署名があるか。

□　「２（２）事業の詳細」について、実施内容を具体的に記入しているか。

□　実施した事業の内容は、実施計画どおりとなっているか。

□　費用の内訳は、実施した事業内容ごとに単価・個数等の詳細を記入しているか。

□　記入した単価・個数等は、添付資料や実施した事業内容に記入した内容等により、根拠を確認できるか。

□　助成対象ではない経費を含めていないか（働き方改革推進支援助成金（新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース）支給要領の別紙の経費か）。

（機器に関してはPC、タブレット等の汎用性の高い機器の購入費用は対象外。ただし、レンタルや

リースについては、事業実施期間内に利用し、支払った経費については対象）

□　事業実施期間中に実施した事業に係る経費であって、事業実施期間中に実際に支出したもののみを記入しているか（クレジットカード、小切手、約束手形（支払手形）等による支払いで、事業実施期間中に口座から引き落とされていない場合は助成対象外）。

□　契約期間が事業実施期間を超える契約の場合、年額、月額料金等を事業実施期間に係る料金のみとしているか。リース契約、ライセンス契約等については、実際の利用期間等に基づき申請されているか。必要に応じ、月割り、日割りが適切になされているか。

□　様式第11号別紙に記載された労働者は、直接雇用する労働者か（派遣社員は記載不可）。

□　記入漏れの項目はないか。

その他

□　「支給申請時の提出書類一覧」記載の資料をすべて添付しているか。

□　「申請書類の書き方と留意点」に基づいて記入しているか。

□　添付された領収書に不適切なものはないか（日付が事業実施期間外のもの等）。

□　事実と異なる記載や虚偽記載はないか。

※　交付申請後、テレワーク用通信機器の納品の遅延等により事業実施期間内に取組を行うことが困難な場合、事業実施期間（２月17日から５月31日まで）は、「６月30日、又は、交付決定若しくは事業実施計画変更承認の決定の日から２か月を経過した日のいずれか遅い日」まで延長されます。

　　事業実施期間の延長に関するＱ＆Ａは、こちらに掲載しています。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11909000/000648654.pdf>

※　事業実施期間の延長が行われる場合は、当該延長後の期間までに事業を実施し、実際に支出した経費が対象となります。ただし、リース契約、ライセンス契約、サービス利用契約等の一定期間に応じて金額が定まる契約等に係る費用については、事業実施計画で予定していた日数（＊）の範囲内で助成します（例えば、事業実施計画では4月16日から5月31日まで（46日間）機器をリースする予定であったが、リース機器の納品が遅れ、5月1日からのリース開始になった場合において、事業実施期間が６月30日まで延長された場合には、46日分の５月1日から６月15日までのリース料金が助成対象となります）。

　＊　サービス利用開始日から事業実施計画において予定していた実施予定日数を経過した日が、延長後の事業実施期間を超える場合は、サービス利用開始日から当該事業実施期間の終了日までの日数（例えば、上記の例において、リース機器の納品が大幅に遅れ、６月１日からのリース開始となった場合には、６月１日から延長後の事業実施期間の終了日である６月３０日までのリース料金のみが助成対象となります）

**書類に関するご連絡を差し上げることがございますので、担当者の方のご連絡先をお書きください。**

**御社名：**

**ご担当者名：**

**電子メールアドレス：**

**連絡先お電話番号：**